

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成16年7月15日(2004.7.15)

【公開番号】特開2001-109617(P2001-109617A)

【公開日】平成13年4月20日(2001.4.20)

【出願番号】特願平11-286061

【国際特許分類第7版】

G 0 6 F 9/06

G 0 6 F 13/10

【F I】

G 0 6 F 9/06 4 1 0 B

G 0 6 F 13/10 3 3 0 B

【手続補正書】

【提出日】平成15年6月25日(2003.6.25)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

デバイスが追加されたときにそのデバイスに関するセットアップ情報ファイルを特定の場所から検索し、検索したセットアップ情報ファイルに従ってそのデバイスに関するドライバの組み込みを行うオペレーティングシステムが用いられた、第1種インタフェース及びパラレルインタフェースを有するコンピュータで、プリンタが利用できるようにするためのセットアップ用記録媒体であって、

前記第1種インタフェースを前記プリンタ用の第1種ポートとして機能させるための第1種ポートドライバのファイルである第1種ポートドライバファイルと、

前記第1種ポートドライバ用のセットアップ情報ファイルであって、前記第1種ポートドライバファイルが収録された場所を示す場所指定情報を含むセットアップ情報ファイルと

、

前記プリンタ用のプリンタドライバファイルと、
前記プリンタドライバファイルを基に、前記プリンタの接続先がパラレルポートであるとして前記プリンタ用のプリンタドライバをインストールするプリンタドライバインストールステップ、及び

前記セットアップ情報ファイルを前記特定の場所にコピーするとともに、前記第一種ポートドライバファイルを前記セットアップ情報ファイル内の前記場所指定情報で示される場所にコピーするコピーステップ

を前記コンピュータに実行させるセットアップ用プログラムと

を格納したことを特徴とするセットアップ用記録媒体。

【請求項2】

前記セットアップ用プログラムは、

前記特定の場所にコピーされた前記セットアップ情報ファイルが参照されてオペレーティングシステムによって前記プリンタ用の第1種ポートが形成され、その第1種ポートに前記プリンタが接続されるのを監視すると共に、前記パラレルポートに前記プリンタが接続されるのを監視し、前記第1種ポートに前記プリンタが接続されたときには前記プリンタの接続先の設定を前記第1種ポートに変更して処理を終了し、前記パラレルポートに前記プリンタが接続されたときには、プリンタの接続先の設定を変更することなく処理を終了

する接続監視ステップ

を、さらに前記コンピュータに実行させる

ことを特徴とする請求項 1 記載のセットアップ用記録媒体。

【請求項 3】

前記接続監視ステップは、コンピュータとプリンタとを接続してプリンタの電源を投入することをユーザに指示すると共に、ユーザが操作可能なアイテムを有さない第 1 ダイアログボックスを表示し、前記プリンタがパラレルポート及び第 1 種ポートのいずれかに接続されることなく所定時間が経過したときにはユーザが操作可能なアイテムを有する第 2 ダイアログボックスを表示し、その第 2 ダイアログボックス上のアイテムが操作された際に処理を終了する

ことを特徴とする請求項 1 または請求項 2 記載のセットアップ用記録媒体。

【請求項 4】

前記コンピュータに、前記プリンタドライバインストールステップによりインストールされたプリンタドライバと前記コピーステップによりコピーされた第 1 種ポートドライバファイル及びセットアップ情報ファイルをアンインストールさせるためのアンインストール用プログラム

を、さらに格納する

ことを特徴とする請求項 1 ないし請求項 3 のいずれかに記載のセットアップ用記録媒体。

【請求項 5】

前記第 1 種インタフェースが、USB インタフェースであることを特徴とする請求項 1 ないし請求項 4 のいずれかに記載のセットアップ用記録媒体。

【請求項 6】

デバイスが追加されたときにそのデバイスに関するセットアップ情報ファイルを特定の場所から検索し、検索したセットアップ情報ファイルに従ってそのデバイスに関するドライバの組み込みを行うオペレーティングシステムが用いられた、第 1 種インタフェース及びパラレルインタフェースを有するコンピュータで、プリンタが利用できるようにするためのセットアップ方法であって、

前記プリンタの接続先がパラレルポートであるとして前記プリンタ用のプリンタドライバをインストールするプリンタドライバインストールステップと、

前記第 1 種インタフェースを前記プリンタ用の第 1 種ポートとして機能させるための第 1 種ポートドライバ用のセットアップ情報ファイルであって、前記第 1 種ポートドライバのファイルである第 1 種ポートドライバファイルが収録された場所を示す場所指定情報を含むセットアップ情報ファイルを前記特定の場所にコピーするとともに、前記第 1 種ポートドライバファイルを前記セットアップ情報ファイルに含まれる前記場所指定情報で示される場所にコピーするコピーステップと、

前記プリンタドライバインストールステップ及び前記コピーステップが完了した後に、前記プリンタと前記コンピュータとを接続する接続ステップと

を含むことを特徴とするセットアップ方法。

【請求項 7】

第 1 種インタフェース及び第 2 種インタフェースを有するコンピュータであると共に、或るプリンタ用のプリンタドライバが、前記第 2 種インタフェースに接続されたそのプリンタに印刷を行わせることが出来る状態でインストールされているコンピュータに、前記第 1 種インタフェース或いは前記第 2 種インタフェースに前記プリンタが接続されることを監視する監視ステップと、

この監視ステップによって前記第 1 種インタフェースに前記プリンタが接続されたことが検出されたときに、前記プリンタドライバを、前記第 1 種インタフェースに接続されたそのプリンタに印刷を行わせることが出来る状態で機能させるための設定を行う設定ステップ

とを実行させるプログラムを格納したことを特徴とするセットアップ用記録媒体。

【請求項 8】

前記監視ステップが、前記第1種インタフェース或いは前記第2種インタフェースに前記プリンタが接続されることを監視する処理を開始した後、第1所定時間が経過するまでの間に、前記第1種インタフェース或いは前記第2種インタフェースに前記プリンタが接続されたことを検出できなかった場合には、処理を続行するか否かについての指示を操作者から得るためのダイアログボックスを表示し、処理を続行することが指示が得られた場合には、前記第1種インタフェース或いは前記第2種インタフェースに前記プリンタが接続されることを監視する処理を再び開始し、その後、第2所定時間が経過するまでの間に、前記第1種インタフェース或いは前記第2種インタフェースに前記プリンタが接続されたことを検出できなかった場合には、処理を続行するか否かについての指示を操作者から得ることなく、処理を終了するステップである
ことを特徴とする請求項7記載のセットアップ用記録媒体。